

第 129 回高知県都市計画審議会

平成 21 年 11 月 20 日 10 時～12 時

高知城ホール 中会議室

出席者

審議会委員 : 池永委員、稲田委員、上田委員、大倉委員、大年委員、康委員、
島田委員、横山委員、西村委員、
宿野代理委員、荻野代理委員、廣瀬代理委員、秋澤代理委員
関係機関 : 黒潮町、土佐市、港湾課、建築指導課、環境対策課
事務局 : 都市計画課

(司会)

それでは、委員の皆様お揃いになりましたので、ただ今から第 129 回高知県都市計画審議会を開催いたします。

私、本日の審議会の進行を務めさせていただきます、都市計画課課長補佐の天野でございます。よろしく願いいたします。

さて、本日は当審議会委員 20 名のうち、代理委員を含めまして 13 名の方のご出席をいただいています。当審議会条例第 5 条による会議の成立要件であります、2 分の 1 以上の委員の出席をいただいていますので、当審議会が成立していますことを始めにご報告いたします。

尚、本日ご出席されています委員の皆様のご紹介につきましては、お手元の配席図および委員名簿による紹介とさせていただきます。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。配席図、委員名簿、議案書、本日の審議会の説明資料をプリントしたものが 3 種類でございます。皆様、ご確認をお願いいたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、当審議会運営要項第 5 条に「会長が議長となって会議を主催すること」となっていますので、大年会長をお願いいたします。

(大年会長)

はい。それでは、只今から第 129 回の高知県都市計画審議会を開催します。

朝晩、めっきり寒くなりましたけれども、お風邪など召されてないでしょうか。

それでは、議事に入ります前に、当審議会運営要項の第 10 条第 3 項に「会長が議事録の署名委員を指名すること」になっていますので、署名委員を指名させていただきます。

今回の審議会では、島田委員さんと西村委員さんをお願いしたいと思いますけれども、よ

ろしいでしょうか。はい。それではよろしく申し上げます。

それでは、今から議事に移ります。

第 1 号議案

「幡東都市計画区域の変更について」

(会長)

第 1 号議案です。「幡東都市計画区域の変更について」お諮りいたします。事務局は議案の朗読と説明をお願いします。

(事務局)

それでは、事務局より議案の朗読をさせていただきます。お手元の議案書の 3 枚目をご覧になって下さい。

それでは、議案の朗読をさせていただきます。

21 高都計第 376 号

平成 21 年 10 月 23 日

高知県都市計画審議会会長様

高知県知事

幡東都市計画区域の変更について

幡東都市計画区域を別紙のように変更したいので、都市計画法第 5 条第 6 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、審議会の意見を求めます。

次のページをお開き下さい。

1. 都市計画区域の名称

幡東都市計画区域

2. 都市計画区域に含まれる土地の区域

新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

幡多郡黒潮町のうち次の区域（地先公有水面を含む）

大字上川口字鯨公園

次の変更の理由については、資料に沿って説明させていただきます。

それでは、前方のスクリーンで幡東都市計画区域の変更について説明させていただきます。お手元の資料にも、同じものがありますので併せてご覧になって下さい。

まず最初に、都市計画区域と県下の都市計画区域の現状について説明をさせていただきます。

都市計画区域とは、都市計画法第 5 条で定められており、県が指定することとなっております。

区域につきましては、人や物の動き、都市の発展の見通し、地形などを勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発、保全の方針がある区域を指定します。

都市計画区域に指定されますと、建築行為や開発行為に一定の規制がなされます。

また、都市計画決定を行うことが出来るようになり、都市施設の整備や市街地開発事業の実施、必要に応じて詳細な土地利用規制を行うことができます。

本県では 16 の都市計画区域が指定されており、都市計画区域の面積は、県の行政面積の 12.5%でございますけれど、都市計画区域内に住む人口は、県の総人口の 79.3%を占めるに至っております。

土地利用につきましては、県内では高知広域都市計画区域は区域区分、いわゆる線引きを行っております。

また、中村都市計画区域、宿毛都市計画区域につきましては、区域区分は行わず、用途地域の決定のみを行っております。

その他の地域につきましては、区域区分や用途地域の決定を行っていません。

今回、都市計画区域の変更をするのは黒潮町の一部で構成されます、幡東都市計画区域です。

次に、幡東都市計画区域がある黒潮町についての概要を説明させていただきます。

黒潮町は平成 18 年に幡多郡の旧佐賀町と大方町が合併して誕生しました。同町は高知県の西部に位置し、高知市からは約 100 k m の距離にある幡多地域の東の玄関口となっております。北部は小高い山々に囲まれ、南部は黒潮の流れる太平洋に面しています。北東から南西にかけて細長い地形でありまして、東西で対照的な海岸線を有しております。東側が断崖絶壁のリアス式海岸、西側は砂浜などのなだらかな海岸で形成されています。

海岸部は漁港、港湾を中心に人家が密集する区域と小集落が点在し、山間部は河川沿いのわずかな平地や山麓の斜面沿いに人家が点在する小集落で形成されております。

また、この地域については過疎化の進展が著しい状況でもあります。

黒潮町の面積は 18,846 ヘクタール。うち 78%を森林が占め、耕地はわずか 7%となっております。また、都市計画の面積は 4,128 ヘクタールになっておりまして、全体の面積中の 22%。町の都市計画区域内の人口は全体の 84%でありまして、人口の大半が都市計画区域に住んでおります。

道路では主要幹線となる国道 56 号が走っております。また、佐賀以東については自動車専用道路として都市計画道路、これは昨年、都市計画の変更をお願いいたしましたが、これの窪川佐賀線が都市計画決定しており、四万十町の金上野インターチェンジから黒潮町の拳の川インターチェンジまでの間の片坂バイパスの区間につきましては、現在、事業化されております。

鉄道では土佐くろしお鉄道中村線が走っており、主要駅としましては土佐佐賀駅と土佐入野駅があります。

港湾では佐賀港と上川口の 2 港があり、また海岸沿いには漁港が多数、存在します。

次に幡東都市計画区域指定の経過について説明をさせていただきます。

この地域では、昭和 40 年代に旧大方町の一部で構成される大方都市計画区域と旧佐賀町の一部で構成される佐賀都市計画区域が指定されていまして、大方都市計画区域におきましては、伊田と灘の一部について開発圧力が高まったことから昭和 58 年に区域に追加することとしました。

また、これによりまして 2 つの都市計画区域が接し、また、2 つの都市計画区域はお互いの都市の人の動きや産業の繋がりが強かったことなどから 1 つの都市計画区域として幡東都市計画区域と名称を変更し、2 つの都市計画区域を統合しまして現在に至っております。

今回の都市計画区域の変更につきましては、新たな区域を追加しようとするものです。

都市計画区域に追加する区域の概要について説明を行います。対象となる上川口地区は旧佐賀町と旧大方町の間にあります。上川口地区は地方港湾の上川口港を中心に北部の平野部に集落があり、周辺には鉄道の駅、小学校、県立青少年の家があります。

今回、上川口港の水域で埋め立て工事が行われ、新たに 0.8 ヘクタールの土地が出来たことからその区域を幡東都市計画区域として追加する変更を行うものです。

この中で新たに都市計画区域に追加する区域につきまして詳細の説明を行わせていただきます。

追加する区域に隣接する上川口港は、土佐湾西部を航行する大型船舶の避難港として、国の直轄事業により平成 17 年 3 月に整備を完了しております。

その後、今後の上川口の利用計画につきまして、黒潮町地元住民や黒潮町との検討が行われ、地域コミュニティや海洋レクリエーション施設を整備し、地域の活性化を目指していく方向が出されました。

そのスペースを確保するため、平成 19 年 12 月から公有水面の埋め立てを行い、平成 21 年 4 月に埋め立てが竣工いたしまして、同年 7 月に土地の登記が完了しております。

今回の都市計画区域の変更についての説明を行わせていただきます。

先程、説明させていただきましたように、上川口港の公有水面が埋め立てられ、新たに陸域の土地となりました。そのことで地形や今後の整備の目的から周辺地域と一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要があると判断しまして、都市計画区域の変更を行うものです。

尚、追加される区域につきましては、上川口港の臨港地区として一体的に整備を行っていく必要があります。このため黒潮町が臨港地区に指定し、今後は緑地などの整備を図っていくこととしております。

最後に、今回の都市計画区域の変更手続きについて説明をさせていただきます。

この手続きは、都市計画法第 5 条の規定に基づきまして、今回、本審議会委員の皆様にご意見を聞くこととしております。

また、平行して関係する市町村として黒潮町のほうから意見を聞くこととなっております。

が、該当する黒潮町からは11月13日付で高知県に対し「異存はない」との意見が出されております。

本日、都市計画区域の変更に対して、原案に対して意見はないとの意見をこの審議会でいただきましたら、今後、国土交通大臣との協議の申し出を行い、大臣の同意を得た後、都市計画区域の変更の公告を行うこととなります。

尚、参考としまして黒潮町につきましても、先程、説明しました臨港地区につきましても、来年1月に黒潮町都市計画審議会を開催し、都市計画区域の変更の公告後に臨港地区の変更を行う予定としております。

事務局から説明は終わらせていただきます。

(会長)

有難うございました。それでは只今の案件につきまして、委員の皆様方からご意見やご質問をいただきたいと思っております。

ご意見とかよろしいでしょうか。

そうしたら、私のほうからですね、黒潮町さんのほうにちょっとお伺いをしたいんですけども、今回、こういう形で都市計画区域内に追加されたことによって、町としての考えも異存はないということと言われたということですけども、将来的にここの区域をですね、どういうふうな形で町として活用と言いますか、位置づけていこうとされているのかという、そのあたりのお話を少し追加でしていただけますでしょうか。

(黒潮町)

黒潮町の事業の担当をしています尾崎と言います。今日はどうもよろしく申し上げます。

この臨港地区と言うか上川口港につきましては、国交省直轄事業で平成17年3月に港の工事が完成しています。その時に合わせて、上川口港利用計画策定委員会を同時に検討していった、その後、完成した後、この地域でこの港をどういうふうに活用していくか、そしてまた黒潮町として、旧大方町にその時はなるんですが、どのように活用していくかという話も国交省さんと、現在、港湾の管理者である高知県さんも含めて話をしています。

その中で、ここについてはスポーツゾーンという位置付けをしています。ここは黒潮町の振興計画の中でも認定してるんですが、スポーツゾーンとして現在、観光等でうちのほうも人の入りが少なくなっています。そこをスポーツゾーン、特に海洋レジャーとしての位置付けをしています。

現在、ここ幡多郡黒潮町という地図の字の記載のところにあるんですが、そこに幡多青少年の家という施設があります。そちらでシーカヤックをやっています、そこに研修に来られた方を受け入れて、上川口港の今の内港が現在、上川口港は避難港として認定を受けております。室戸港と上川口港、高知県内では2つあるんですが、その為、静穏度が非

常に高く、そこで研修生をシーカヤックを使って研修をしています。

併せて、現在、埋め立てした陸域につきましては、同じく海洋レジャーとしてビーチバレーコートを2面、公式のやつを作っていこうと。それに合わせて交流人口を図る。

そしてなおかつ、地元の中では多目的広場を合わせてつくりますので、そこに青空市、現在では黒潮町の中で海の日曜市ということ、時々、計画してやってるんですが、そこも合わせて黒潮町の海岸沿いで何箇所かをポイントとして合わせて人の交流を図っていこうと。そういうふうに併せて考えてます。

(会長)

そうですか。分かりました。

そうしたら港湾を管理されてる県のほうもですね、少し、この地域についての管理上どうかという面からコメントいただけますでしょうか。

(栗本港湾課長)

港湾課長の栗本です。よろしくお願いします。

今、黒潮町さんが、大体、仰ったとおりなんですけれども、基本的には避難港として国直轄事業が平成17年の3月に終わっているわけなんですけれども、今、言われたように避難港として整備をしている現状から、水域は非常に静穏度が保たれております。

この静穏な水域を、基本的には荒天時に船が避難してくる水域なんですけれども、その平時の利用、いわゆる、ほとんどが静穏な水域をどう利用するかという、そういうふうな利用に関して、先程、お話ありましたように、黒潮町さんと港湾管理者である私共と話し合いをした結果、こういう利用計画で進むというようなことになっております。

(会長)

先程、朗読された中にですね、幡多郡黒潮町のうち次の区域で、(地先公有水面を含む)というふうに言われたんですけども、今、6ページ、6枚目のスライドに埋立地はありましたけども、公有水面を含むというその公有水面というのは、どの部分を指しているのかというのを教えていただけますか。

(事務局)

今の都市計画区域につきましては、陸地についてまして、その中にございます。

公有水面を含むというのは、今後、こういう所で今後も埋め立てして土地が出来た時については、この公有水面を含むというのが入っていれば後は都市計画区域の中に含まれている、という意味合いで記載しております。

(会長)

というと、この港湾周辺の海もという。

(事務局)

はい。幡東都市計画区域の公有水面ということで。

(会長)

そういう位置づけですか。はい。分かりました。

皆さん、よろしいですか。

今のお話ですと、ここ、スポーツゾーンという形で海洋レジャーとして、今回の追加区域を活用していきたいということのようですけども、この場所というのは、次の南海地震では津波で浸水する区域でもあります。

そういう積極的に人を呼ぶような利用を考えておられるのであれば、万一に備えてのそういう防災対策についても、今後、配慮されて取組んでいていただきたいというふうに思います。

黒潮町さん、どうでしょうか。

(黒潮町)

はい。お客様につきましては、今後、その施設の中に環境施設を1棟造っていくんですが、環境施設はトイレ、休憩所そしてビーチバレーをやるのでシャワー室、更衣室等を設けるんですが、その中に現在、海の駅、道路で言えば道の駅ですが、海の場合、海の駅というのがあるんですが、その中に情報発信的な施設も造っていきます。

現在、この計画につきましては地域再生事業を利用しまして、国交省さんの港交付金事業という国交省の補助事業を活用してやっているんですが。そういう情報発信に併せて防災計画については掲示、その他をやっていききたいと思います。

併せて、地元につきましては、地域防災組織が現在、ありまして。通常地震時、特に会長さんが言われたように、津波でほとんどの集落がこの場合は被災します。

それに併せての、どういうふうに地域の方が、すぐ迅速に避難出来るかそういうことをまず先に話し合いは地元で持たれて、年に1度なんですが避難訓練、その為にもやってます。訓練を活用しながら、お客様が来た時には皆で迅速に避難出来る、そういうふうな考えをまた発展させていくように考えてます。

(会長)

はい。分かりました。

委員のほうからご意見がないようでしたら。

それでは、ごめんなさい。はい、どうぞ。

(委員)

近くにですね、西南大規模公園があるんですけども、同じくスポーツゾーンだと思うんですが、その西南大規模公園の中で今も 1 回目海辺の日曜市とありましたけども、いつ、大体、完成するののかということと、その西南大規模公園との関わりというか、どういう形で、海洋のレジャーということになってるようですけども、どのようにお考えなのか。町として。

(黒潮町)

はい。この事業につきましては、4 カ年事業でやってます。19 年度から 22 年度ということで 4 カ年で整備していくと。

ただ、今、ご質問ありました大規模公園との関わり、運動性につきましては大規模公園につきましてはスポーツ、スポーツといっても陸上施設とかそういうふうな活動の場として黒潮町は位置づけています。

併せて、上川口港については、海岸線を持つてる黒潮町ですので、海洋レジャーについてはどうしても欠かせない部分がありますが、大規模公園の前、特に体育館施設等がある所につきましては、巻き出しというか、そういう風なものがありまして、やっぱりそこではなかなか、海のレジャーは出来ませんので。やっぱり区分、差別化じゃなくて分けした形で、それについては取組んでいきたいと。

23 年度になれば、完成を見込んでいますので、その時に併せて、先程、言いましたように海の日曜市そしてビーチバレーとかそういうふうなものを現在、話を進めていってるところなんです。

(会長)

よろしいですか。

その他、いかがでしょうか。ありませんでしょうか。

(委員全員)

異議なし。

(会長)

それでは、只今の第 1 号議案につきましては、意見はないという形で答申することにしたと思います。ご異議ございませんでしょうか。

第 1 号議案「幡東都市計画区域の変更」につきましては、意見はないという答申をすることといたします。

第 2 号議案

「建築基準法第 51 条ただし書きによる産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断について」

(会長)

続きまして、第 2 号議案「建築基準法第 51 条ただし書きによる産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断について」お諮りいたします。

事務局は議案の朗読と説明をお願いします。

(事務局)

それでは、事務局より議案の朗読をさせていただきます。議案書の 6 ページ目をお開きください。

それでは、朗読させていただきます。

21 高都計第 376 号

平成 21 年 10 月 23 日

高知県都市計画審議会会長様

高知県知事

建築基準法第 51 条ただし書きによる産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断について
このことについて、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により特定行政庁が許可する場合、都市計画審議会において敷地の位置が都市計画上支障がない旨の議を経る必要がありますので、別紙のとおり付議します。

次のページをお開きください。

産業廃棄物処理施設（建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可申請）の敷地の位置について

申請者、株式会社田原工業、代表取締役田原計男

名称、産業廃棄物処理施設（木くず破碎処理）

位置、土佐市高岡町字芋殻堂乙 2205、2206、2210、2212-1、2215-1、2199

敷地面積、7,129.34 m²

理由については、資料、後ほど詳しく説明させていただきます。

それでは、前のスクリーンで説明をさせていただきます。

皆様とお手元、同じものがありますので併せてご覧になってください。

説明の流れとしましては、まず最初に「建築基準法第 51 条のただし書き」について、次に「施設の概要」、最後に「高知県の見解」の順番で説明を進めさせていただきます。

前のスライドは建築基準法第 51 条の条文です。

条文では、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷

地の位置が決定しているものでなければ、新築、増築してはならない。」と定められております。

これは、これらの建築物が、都市の機能上、必要欠くことのできない重要な施設である半面、周辺住民からは迷惑がられる施設であることから、施設の新設や増築に際しましては、広く住民の意見を聞き、利害関係者の調整を図りつつ、施設の必要性や敷地の位置について判断し、都市計画決定の手続きを踏む、という趣旨でございます。

次の段落からが、ただし書きとなります。

「ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて許可した場合、又は、政令で定める、規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りではない」と、定められております。

これは、一般的に、公益性の範囲が限定されていたり、また個人経営の施設などについては、都市計画決定を行わずとも、都市計画審議会で敷地位置についての判断をいただくことによって、施設の新築や増築が可能となるということを定めております。

次に今回の申請のあった区域の説明を行わせていただきます。

申請地は、土佐都市計画区域に位置します。尚、土佐都市計画区域は、線引き及び用途地域の指定がなされていない、白地非線引きの都市計画区域となっております。

次の下のスライドは、申請箇所の位置図で、土佐市の航空写真です。

申請箇所は高知自動車道の土佐インターチェンジから北東に約 800m、市道藤並町林口清滝線の沿道で、土佐市中心部から北西約 1.5 km の位置にあります。

また、申請箇所の周辺は、ほとんど田畑であり、住家はほとんどありません。

次に、申請地に設置されております産業廃棄物処理施設の概要について説明させていただきます。

申請のありました産業廃棄物処理施設の事業地では、表の左端の区分にありますように、焼却施設、破碎施設、圧縮施設を設置しており、それぞれの区分において産業廃棄物の処理を行っております。

これらの施設のうち、赤枠で囲まれております、がれき類と木くず破碎施設については、産業廃棄物処理施設としまして、「施設の設置の許可」と「建築基準法第 51 条ただし書きの敷地位置の許可」が必要となっております。

その他の施設につきましては、施設の設置許可の対象外であることや、または、処理能力が敷地位置の許可の必要な能力以下であるため、敷地位置の許可は不要となっております。

今回は、一番下の下段の囲みにありますように、産業廃棄物処理施設の敷地の追加と、その追加された「新たな敷地へ、木くず破碎施設が移設することによりまして、新たに建築基準法第 51 条のただし書きによります敷地位置の許可が必要」となっております。

次のスライドは、施設の配置図を記載しております。

左の配置図が変更前の配置図となります。

青色の囲みで示しています「がれき類破砕施設」につきましては、平成 19 年 1 月に高知県都市計画審議会におきまして、敷地位置について支障なしと認められ、答申されております。

尚、既に「木くず破砕施設」については、赤色の箇所で行ってまいりました。

次に、右の変更後の配置図をご覧ください。

今回事業者から、当初、黄色で囲まれた敷地にピンクで囲まれました 1,775 m²の敷地を追加し、その追加された敷地の赤色の箇所へ「木くず破砕施設」を移設する申請がなされました。「木くず破砕施設」の処理能力は変わりませんが、新たな敷地に移設することから、新たに敷地位置の許可が必要となっております。

尚、追加される敷地内の圧縮施設につきましては、先程も説明させていただきましたけれど、設置許可の必要な処理施設となっております。

次のスライドにつきましては、今回、敷地位置の許可が必要となる、木くず破砕施設の概要を記載しております。

木くずの破砕施設の処理能力は 1 時間に 18 t、1 日 8 時間稼働で 144 t であり、これは変更はございません。

移設目的としましては、平成 15 年より移動式の木くず破砕機を使用し、木材類の中間処理を行ってまいりましたけれど、追加される敷地へ破砕機の移設を行い、作業の効率化を図ることとしております。

次のスライドは、現況の木くず破砕施設の位置図です。

上の位置図をご覧ください。現在は、赤の斜線の箇所で行ってまいり、今回の申請では赤塗りの場所に移設を行います。

下の写真をご覧ください。

2 の写真の赤色の箇所に移設し、木くず保管場所も広く確保する計画となっております。

次のスライドは、施設の周辺住家及び施設周辺の状況の写真を掲載しています。

高知県廃棄物処理指導要綱では、施設から半径 300m の範囲にある民家から 3 分の 2 以上の同意を得ることと定められております。

半径 300m 以内の民家は、施設から北西側、高知自動車道を挟んだ所に 6 件ありますけれども、3 分の 2 以上の同意を現在、得ております。

次のスライドは、搬入路となる施設までの道路状況です。

申請地までは、国道 56 号土佐市バイパスから市道藤並町林口清滝線の約 1 k m 北進します。

土佐市バイパスから、市道鴨川野田線の交差点までは、2 車線で道路改良されており、ここの交差点から施設までの約 360m の間は、幅員約 3m から 4m となっております。この区間につきましては、現在、土佐市の市道改良予定があり、拡幅される予定となっております。

尚、今回につきましては、処理施設の移設でありまして、処理能力が変わらないことか

ら、廃棄物の運搬に伴う車両の増加はないことを確認しております。

次に、施設の設置に伴う周辺環境への影響について説明をさせていただきます。

尚、今回の木くずの破砕施設につきましては、以前より設置されており、今回新たに設置を行うものではないですが、改めて、高知県産業廃棄物指導要綱に定められた、環境調査を実施し、大気質、水質、騒音、振動、悪臭の5項目について影響評価を行っております。

まず、1番の大気質につきましては、木くず、がれき、それぞれの破砕機は設備直近での粉じん防止対策が施されており、周辺への粉じん飛散は少ない。また、強風時や乾燥時等、粉じんが発生しやすい時は必要に応じて、散水、清掃を行い、粉じんの発生を防止するようにしており、事業者は散水設備により、粉じん対策に努めています。

次の水質につきましては、申請のあった施設は破砕施設であり、施設の性質上、施設からの排水は発生しません。

次の騒音につきましては、事業予定地周辺は環境基本法に基づく環境基準が設定されておりません。このため、住居と併せて商業、工業の用に供される地域の基準である、C類型の基準値を準用しまして比較を行いました。

周辺には西側に約220m、北側約250m離れた場所に民家があり、それらの地点を予測地点としました。予測結果では、西側に220m離れた地点で54dB、北側に250m離れた地点では53dBとなり、準用した基準値の60dBを下回る結果となっております。

次の振動につきましては、破砕機の設置個所から30m離れると既に振動レベルは振動感覚閾値、これ体感出来る振動値である、その50dB未満となっております。

5番目の悪臭につきましては、木くず破砕という性質上、受け入れ時の異物の確認、廃棄物の適正な保管を実施することにより悪臭の発生はないと考えております。

また、最後の廃棄物の運搬車両の走行に伴う影響につきましては、現在の運搬車両台数は、1時間に5、6台程度であり、車両走行に伴う二酸化窒素や騒音が周辺環境に与える影響は小さいと考えております。

最後に、当該施設の敷地位置に対する高知県の見解を述べさせていただきます。

見解につきましては、以下の4点から、都市計画上特に支障はないと判断し、今回の審議会に付議することとしました。

1点目につきましては、今回の申請にあたりまして、土佐市長から「都市計画上の位置的には支障ないものと認めます。」との意見書が出されております。

2点目には、先程の環境影響評価にもありましたように、近隣住家に与える影響は少ないものと判断されております。

3点目に近隣の道路状況につきましては、施設の移設による運搬車両の増加はないことから現状と変わりません。また、進入路となる市道は一部幅員が狭隘となっているものの、交通量は少なく、影響は少ないと判断されます。

4点目に、今回、木くずの破砕機の移設については、周辺住民との同意も含め、県環境

対策課との間で「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条の2の5の規定に基づき、産業廃棄物処理の変更許可に係る事前協議がなされており、許可される見通しになっております。

以前、説明の中の時には設置許可となっておりますけど、正確には変更許可ですので、ここで訂正させていただきます。

以上のことから、高知県としては支障ないということで付議させてもらってます。

審議のほど、よろしく願いいたします。

(会長)

有難うございました。それでは、只今の案件につきまして、ご意見やご質問をお願いしたいと思います。

委員の皆さん、いかがでしょうか。

今日、土佐市さん、おいででしょうか。今の案件は、既に稼働をしているものですが、場所を変更したいということなので、大きな変更とは考えられないと思うんですけども、これまで稼働してた中でですね、地域の住民の方から何か苦情のようなものなどはなかったでしょうか。

(土佐市)

特にはあがっておりません。

以前にですね、許可を受ける前に、かなり昔なんですけど、その当時はいろいろ、許可を受けてなくてやってたんで問題ありましたが、最近は、そういうことはないです。

(会長)

じゃあ、先程、環境基準の話で合致してるという説明がありましたけども、そういうことについての苦情は、これまでないということによろしいですか。

(土佐市)

特にあがっておりません。

(会長)

それともう1つ。先程、空中写真、ありましたけども、ちょうど今の案件の場所というのは、周辺が田んぼなんか非常に多い所で、住家が少なかったんですけども、将来を見込んであの地域が土佐市の今後の動向の中で、今と変わらない状態がしばらく続くのか、何らかの開発圧力というかそういう動向があるのかどうか、そのあたりの見通しがあればお願いします。

(土佐市)

はい。ちょうどですね、地図で見ますと土佐インターの乗り口があるんですが、そこから、それが東西に走ってる若い道路が、市道鴨川野田線っていうのがありますが、それから下につきましては、農用地を除外をしまして、今後、市街地が形成されるという位置づけになってるんですが、それから上につきましては基本的には農用地に入ってます、農用地の除外がなされなければ、転用が出来ない。

今やってる部分のほんの一部が、農用地から外れてる部分もありますが、ほぼ全域、農用地に入ってますんで開発が入るということは、ほとんどないと思います。

(会長)

委員の皆さんいかがでしょうか。

はい。どうぞ。

(委員)

大倉と申します。

理由の部分では、新設ではなくて移設ですので、処理能力については、そんなに変わらないのかもしれませんが、今回の申請の理由に、「処理効率の向上を図るため」とございますけども、その結果、運搬車両の増加はないということについてですね、少し、移設の理由とその影響というところをご説明いただければと思います。

(会長)

これは事務局のほうで答えてください。

(事務局)

それでは、事務局のほうから説明をさせていただきます。

今回、移設の1つの目的として、今のヤードと言うか、その置き場所が手狭であるということから、今回の移設の目的になっておるんですけども。

現在の広さにつきましては、保管場所が現在、176㎡ございまして、移設すると242㎡ということで、手狭になって、上に盛った時にもかなりそこでも許容されるんですけども、今回、増えた所で面積としましては、当初176㎡が242㎡ということで、約1.4倍の敷地の増になっております。

そういうことで、ヤードが、高く盛らなくても薄く広く盛れるので、ヤードとの置きやすい、取りやすいということも1つあります。

実際の稼働としましては、貯留したものについては、約2週間、中で排出していきますので、ある程度、置くスペースが広がるだけで、それに見合わせてどんどん他から入ってくるということではございませんので、作業効率という考えであり、場内の作業効率を

高めるためにということです。

(会長)

例えて言えば、敷地内の模様替えをして、効率を良くしようというそういうことでしょうか。

処理能力を高めるとかいうことでもないようですし、能力的にはこれまでのものと同等。ただ、中の配置を調整して作業の効率を上げると。

そのことによって、周辺への影響は軽微、基準という観点から見たらそれ以下であるというご説明でしたけども。

どうぞ。島田委員さん、お願いします。

(委員)

すいません、同意を貰わないといけないという、300mの範囲ってところの地図をもう一度、ちょっと見せてもらいたいですけど。

その、先程、説明がありました、農用地と農用地外になる道路の境目まで入ってないんですかね。

(会長)

さっきの道路ってこれですか。

(委員)

それですかね。はい。分かりました。

(会長)

その他、よろしいでしょうか。

環境への影響ということでは、基準値以下であるということですけども、その示された資料の中に、散水を行うとかいうようなことを書いてましたけども、そのあたりがきちっと出来てるかどうかというのは、時々土佐市さんのほうでもチェックしていただく、そういうことも、是非、お願いしたいというふうに思います。

ご意見ないようでしたら、それでは、只今の第2号議案につきましては、原案通り答申することといたしたいと思います。異議はないでしょうか。

(委員全員)

異議なし。

(会長)

第 2 号議案「建築基準法第 51 条ただし書きによる産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断について」は原案通り、答申することといたします。

本日、諮問のありました案件については以上です。

尚、審議事項ではありませんが、前回、3 月 25 日に開催しました第 128 回の審議会において説明のありました、「市街化調整区域における地区計画の同意の指針」について、これが先日 11 月 9 日より公表されたとのことですので、事務局から経過についての報告をお願いします。

(事務局)

それでは、事務局から説明いたします。

ちょっと、ペーパーも前スクリーンもありませんので口頭での説明になりますけれども、それでは、事務局から「市街化調整区域における地区計画の同意の指針」、以降、指針として簡略化をさせていただきますけれども、その策定までの経緯を簡単に説明させていただきます。

県では、昨年度からこの指針の策定を行っております。

昨年度につきましては、2 度、該当する高知広域都市計画区域内の市町村担当者に対し、素案の説明と意見交換を行いました。

また、本年 3 月の都市計画審議会において、指定の指針の素案の説明を行い、委員の方々から意見をいただいたところです。

本年度には、その後、案の策定を行いまして、その案について住民の方から意見をいただくため、任意の意見公募の手続きを 6 月 1 日から 30 日までの間、1 ヶ月間行いました。

この公募につきましては、高知新聞にも記事として掲載されたところです。

この公募期間中に、高知市の住民グループと香美市の個人の方からの意見が報じられました。内容につきましては、まず、高知市の住民グループの方からは「市街化調整区域でのまちづくりの考え方と地区計画の活用手法」について、香美市の方から、個人の方からは「市街化調整区域での土地利用の規制」に関する意見でした。

いずれの意見につきましても、今回、公表しました「地区計画の同意指針」の内容に関するものではなかったため、県では意見公募手続きで公募した案への反映は行いませんでした。

その後、本審議会の委員の方々に対しまして、個別に事務局から内容を報告させていただき、公表することについて了解を得られたため、今日 11 月 9 日付で指針の公表を行いました。

これで、経緯の説明を終わらせていただきます。

(会長)

只今の経過報告についてのご質問とか、ご意見はいかがでしょうか。よろしいですか。

前回の都市計画審議会の時に、説明をしていただきまして、分かったような分からないような、曖昧な気持ちで帰った記憶がありますけども、住民の方のパブリックコメントをいただく手続きに入るといことで、その時には内容が、もう少し分かりやすい形で、その内容を公表していただき、住民の方からの意見が出してもらいやすいような、そういう工夫をお願いしたいというふうに私のほうから発言した記憶があります。

公表の仕方をどのような形で、その意見を求められたかについて、簡単に追加説明をしてください。

(事務局)

それでは、事務局から追加の説明をさせていただきます。

まず、ホームページでは正式な案と、それからそれを簡略化した概要という形で 2 種類、掲載をしています。

概要につきましては、内容につきましては、案として同じものを公表してまして、概要につきましては、その案のポイント、例えば、どういった経緯ですとか、それから具体的な考え方というのを都市計画用語に対する解説のようなものを、概要版を掲載しまして、合わせて公表しております。

そういうことで、審議会時に大年先生から言われたような形で、分かりやすい形ということで、出させてもらっております。

また、概要につきましては、分かりやすい形で出させてもらっています。内容につきましては、また、ホームページで見ること出来ますので、また、後で見ただけだったらと思っております。

(会長)

中身がですね、中々、一般住民から見た時に、身近な問題という認識がしてもらいにくい、そういう内容ですので、ご意見も中々、出にくいのかなという気もしますけども。

前回、報告していただいた内容からしてですね、今後の高知県の市街化調整区域をどうするのかというところで、その今回のことが、県の今後の産業振興とか、それから今後のビジョンにとってですね、役立つものになるのかどうか。そのあたりは、これからの動向を見るしかないかなとは思いますが。

今後のこと、障害するような内容ではないようなふうに理解しておりますので、今回のこの市街化調整区域についての考え方を、是非、もう少し住民の方に PR するような努力も、今回決まったからもういいわというんじゃなくて、なんか機会があれば是非、今後もその考え方が広く理解していただけるような取組みも是非今後やっていただければというふうに思います。

ご意見ないようですので、それでは、本日の審議につきましては、これで終了いたします。

司会を事務局へお渡しします。

(事務局)

どうもご審議、誠に有難うございます。以上をもちまして、第 129 回高知県都市計画審議会を閉会します。皆様、どうも有難うございます。